

# 「学特・免除」 VS 「未納」

# ここが違う!!

事情があつて保険料が納められないこともあるかも知れません。そんな時、未納のまま放っておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。

特例制度や免除制度などを利用してれば、若い皆さんに最も関係のある障害基礎年金も保障されます。納付に困ったら、まずは市の年金窓口や社会保険事務所にご相談ください。

## ● 「免除」「学生納付特例」「若年者納付猶予」「未納」の違い

	老齢基礎年金を受けるための資格期間に	受け取る老齢基礎年金額は	障害（遺族）基礎年金を受けるための資格期間に	納める国民年金保険料(円)
全額免除	入ります	全額納めた場合の1/3として計算	入ります	0
3/4免除	入ります	全額納めた場合の1/2として計算	入ります	3,530
1/2免除	入ります	全額納めた場合の2/3として計算	入ります	7,050
1/4免除	入ります	全額納めた場合の5/6として計算	入ります	10,580
学生納付特例	入ります	年金額に反映しません	入ります	0
若年者納付猶予	入ります	年金額に反映しません	入ります	0
未納	入りません	年金額に反映しません	入りません	14,100

☆免除や納付猶予期間は、年金額の計算時に反映されなかったり、減額の対象となりますが、10年以内であれば保険料をさかのぼって納付(追納)することができます。

ただし、3年目からは追納する保険料には加算額がつきますので、早めに納付して下さい。

○追納する場合の納付書は、社会保険事務所各自再発行の依頼をして下さい。

久留米社会保険事務所：☎0942-33-6206

## 若年者納付猶予制度

20歳代の人で所得は少ないが、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除対象とはなりません。

この「若年者納付猶予制度」では、30歳未満の人で本人および本人の配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料が猶予されます。

## ● 若年者納付猶予制度の対象となる所得の目安

	平成19年度基準
配偶者・子ども2人を扶養	162万円
配偶者のみ扶養	92万円
扶養なし	57万円

## 特別障害給付金制度について

この制度は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して、福祉的措置を講じる観点から給付金の支給を行う制度です。

### 特別障害給付金制度の対象者は、

- ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった、厚生年金等に参加していた人の配偶者であつて、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1,2級相当の障害の状態にある人です。

### 特別障害給付金制度についての問い合わせ先は、

○久留米社会保険事務所 ☎33-6197

○市役所国保年金課年金担当 ☎72-2111 内線423

# 国民年金保険料の納付が困難なときは免除制度の手続きを！

## 免除申請の対象になる人は

本人、本人の配偶者、世帯主の3人全員が次の項目に該当することが必要です。

- ① 前年所得が少ない人  
前年所得が定められた基準以下に該当することが必要です。  
下の表を参考にしてください。
- ② 失業等で保険料を納付することが困難な人  
前年所得があっても、現在失業中である人
- ③ 障害者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人

### ● 免除となる所得のめやす

世帯員数	全額免除 若年者猶予	4分の3 免除	半額免除	4分の1 免除
	万円	万円	万円	万円
標準4人世帯 (夫婦子ども2人/子の1人は16歳以上23歳未満)	162	217	257	297
2人(夫婦のみ)	92	116	156	196
1人(単身世帯)	57	78	118	158

## 免除手続きについて



なお、免除の継続審査希望者で承認された人は、手続きは不要です。

次の人は継続が適用されないため、平成19年7月以降に免除手続きを再度お願いします。

- ア、失業等の理由により全額免除または納付猶予された人
- イ、半額免除・4分の3免除・4分の1免除に承認された人
- ウ、免除が却下された人

**手続きは簡単！**



市役所で免除申請書に必要事項を記入するだけで済みます。

### ◎ 手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑（本人署名の場合は不要）
- ③ 今年転入された人は、前住所地からの前年の所得証明
- ④ 失業などを理由とする場合は次のいずれか
  - ア、雇用保険被保険者離職票の写し
  - イ、雇用保険受給資格者証の写し
  - ウ、離職者支援資金の貸付を受けた場合は、貸付決定通知書の写し

※問い合わせ先 市役所国保年金課年金担当 ☎ 72-2111 内線 423

# あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい

～被保険者・年金受給者の皆様へ～

厚生労働省・社会保険庁

○この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

○基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。

- ◆平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。
- ◆これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件(平成18年6月)の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

○年金記録問題への新対応策を進めます。

- ◆被保険者・年金受給者の皆さんには、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。疑問がある場合は、お問い合わせください。
- ◆5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある人には、お知らせします。
- ◆社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
- ◆5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

- ◆社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください
- ◆電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで  
☎0570-05-1165またはフリーダイヤル0120-657830<sup>ロウゴナヤミゼロ</sup>
- ◆インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用ください。(http://www.sia.go.jp)